

1-2. 交通体系及び道路環境の基本方針

(1) 交通体系基本的方向及び基本方針

① 広域的な道路交通体系の整備

■ 基本的方向

道路は、広大な面積を持つ本町の生活・生産・コミュニケーションの維持、さらに、都市と農村の交流を支えるために重要な役割を果たしています。

市街地には、現在、国道391号、国道274号、主要道道中標津標茶線、主要道道厚岸標茶線が広域道路網として形成されており、釧路根室圏域、十勝圏域、オホーツク圏域の交通の要衝となっており、地域高規格道路整備として釧路中標津道路、道東縦貫道路がそれぞれ調査区間、候補路線となり早期の実現が望まれます。

そのため、近隣市町村及び関係機関と連携し、国道・地域高規格道路を中心とした総合的な交通体系の整備を市街地周辺で計画的に進めることによって、交通体系における骨格の確立を目指すものとし、都市計画道路との連動を進めていきます。

■ 基本方針

分野区分	基本方向	基本方針
(1)交通体系	① 広域的な道路交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域高規格道路である釧路中標津道路、道東縦貫道路の早期完成をめざし、引き続き関係機関に要請を行います。 ● 国道・道道の幅員拡幅、線形改良、歩道の新設などの道路整備の促進や交通安全対策の推進をはかるため、引き続き関係機関に要請を行います。 ● 市街地と郊外を連絡する麻生ルルラン通及び多和平和線の整備を推進します。

②円滑な市街地内交通体系の整備

■基本的方向

現在の市街地には市街地内幹線道路として、都市計画道路11路線、総延長約12,880mが計画決定されており、その内10路線で約9,660mが既に整備済みとなっています。

このような都市計画道路を中心とする市街地内幹線道路は、市街地を形成する骨格と位置づけられる都市施設となっています。

そのため、将来的な市街地の拡大も考慮した国道・高速道路などの広域的交通体系との市街地周辺での機能的な連結など、町民の日常生活を支える都市計画道路を中心とした市街地内幹線道路を計画的に整備することによって、市街地の体系的な交通ネットワークの確立を目指します。

■基本方針

分野区分	基本方向	基本方針
(1)交通体系	② 円滑な市街地内交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅前中央通について、商店街の拠点として快適で利便性の高い、人に優しい環境整備を進めます。 ● 開運橋の架け替えに向け、市街地の一部分としてふさわしく、人にやさしい機能と景観を備え、自然景観・公園景観を眺望できる機能を備えた橋の整備を図ります。 ● 富士通について、主要道厚岸標茶線区間を鉄東土地区画整理事業で整備を進めます。また、町道新富1線区間は、鉄東土地区画整理事業の進捗にあわせて整備を進めます。 ● 東西ターミナル通及び平和通(東口交通広場)の整備の推進に努めます。 ● 富士通の整備推進によって、主要道厚岸標茶線及び新栄南標茶通の都市計画道路変更や整備の検討を進めます。